

食品に残留する 農薬等に関する新しい制度 (ポジティブリスト制度) について

～農薬等の残留基準を規制するしくみが変わりました～

I 残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）の概要

平成15年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという新しい制度（ポジティブリスト制度）が本年5月29日から施行されました。

従前の食品衛生法の規制では、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うことができませんでした。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）では、原則、すべての農薬等について、残留基準（一律基準を含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたものです。

この制度の導入により、例えば、残留基準が設定されていない無登録農薬が、一律基準を超えて食品に残留していることが明らかになった場合など、従前では規制ができなかった事例についても、規制の対象となります。

Point

ポジティブリスト制度とは

一般に

- ・ネガティブリスト 原則規制がない状態で、規制するものをリスト化するもの
- ・ポジティブリスト 原則規制（禁止）された状態で使用、残留を認めるものについてリスト化するもの

Point

残留基準と一律基準

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）においては、使用、残留等で認められるものについて、残留基準を設定（3ページ下図 左側）し、それ以外のものについては、原則一律基準（3ページ下図 中央）を適用することとしています。